

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)
に基づき下記のとおり公示します。

2026 年 7 月 8 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名:全世界 2026 年度案件別外部事後評価パッケージⅡ-1
(海外投融資、カンボジア)(QCBS-ランプサム型)
2. 競争に付する事項:企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格:企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項:
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出:
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他:企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称: 全世界 2026 年度案件別外部事後評価パッケージⅡ-1
(海外投融資、カンボジア)(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号: 26a00182

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026 年 7 月 8 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1)業務名称:全世界 2026 年度案件別外部事後評価パッケージⅡ-1(海外
投融資、カンボジア)(QCBS-ランプサム型)

(2)業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3)適用される契約約款:

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。(全費目課税)

(4)契約履行期間(予定):2026 年 10 月 ～ 2028 年 1 月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6)前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1)第1回(契約締結後):契約金額の 30%を限度とする。

2)第2回(契約締結後 13 か月以降):契約金額の 10%を限度とする。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(7)部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払を設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1)2026 年度末(2027 年 2 月頃)

2. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先:outm1@jica.go.jp

(2)事業実施担当部

評価部事業評価第一課

(3)日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	競争参加資格確認申請書	2026 年 7 月 17 日 12 時まで
2	競争参加資格要件の確認結果の通知日	2026 年 7 月 24 日まで
3	資料ダウンロード期限	2026 年 7 月 14 日 まで
4	企画競争説明書に対する質問	2026 年 7 月 14 日 12 時まで
5	質問への回答	2026 年 7 月 17 日まで
6	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026 年 7 月 31 日 12 時まで
7	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
8	見積書の開封	2026 年 8 月 25 日 10 時
9	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日まで
10	技術評価説明の申込日(順位が第 1 位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

		(申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。
--	--	--

3. 競争参加資格

(1)各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2)利益相反の排除

本項目については本章の最後に記載の「事後評価業務における排除者条項」を参照ください。排除者条項に該当しない場合、及び、該当するが、評価部の事前確認を経て、利益相反に関する防止策を講じた上で参加可能の回答を得た場合のいずれも、本章の最後に記載の「排除者条項にかかる申告書」を、上記2. (3)4 の期日までに、プロポーザルに添付して提出ください。

(3)共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者となります。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(4)競争参加資格要件の確認

本契約ではプロポーザル作成ガイドライン 50-51 ページ【「競争参加資格確認申請書」の提出を求められた場合】に基づき、競争参加者の厳格な情報保全体制等について、競争参加資格確認を実施します。

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。詳細はプロポーザル作成ガイドラインを参照してください。なお、本資格確認審査プロセスを追加するため、同ガイドラインにおける「消極的資格制限」の3)に規定している「競争参加日」は、プロポーザル等の提出締切日ではなく、資格確認申請書の提出締切日に読み替えます。

- 1) 提出期限: 上記2. (3)参照
- 2) 提出書類: プロポーザル作成ガイドラインの 50-51 ページに記載する 10 点の書類をご提出ください。
- 3) 提出方法: 上記1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、競争参加資格提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(件名:「競争参加資格確認申請書提出用フォルダ作成依頼(調達管理番号)(法人名)」)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合は、競争参加資格申請書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- 4) 確認結果の通知: 上記2. (3)日程の期日までにメールにて通知します。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

<https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf>

提供資料:

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限: 上記2. (3)参照
- 2) 提出先 : <https://forms.office.com/r/2SjPrFhWuM>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2)回答方法

上記2. (3)日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL:

<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1)提出期限:上記2. (3)参照

(2)提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1)プロポーザル

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2)本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記2. (3)日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位 1 位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書(含む内訳書)にかかるパスワードを求めます。

3)本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書(第3章4. (3)に示す項目が含まれる場合のみ)、及び別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3)別見積について」のうち、1)の経費と2)～3)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください(ファイルに分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。

(3)提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)

(4)電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1)評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。**

(2)評価方法

1)技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100 点満点中 60 点を下回る場合には不合格となります。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

本件は要員の評価を行うため、別紙「プロポーザル評価配点表」の配点を例外的に設定しております。具体的な配点は別紙よりご確認ください。

2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者 1 名の配置)としてシニア(46 歳以上)と若手(35～45 歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます(小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点: 最低見積価格 = 100 点

② 価格評価点: (最低見積価格 / それ以外の者の価格) × 100 点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80:20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点) × 0.8 + (価格評価点) × 0.2

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額(消費税抜き)は上記2. (3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点(総合評価点)が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。(低見積価格調査の実施)
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

【事後評価業務における排除者条項(2026 年度版)

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません³。

1. 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定(詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む)、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
2. 本件業務の評価対象案件の実施(調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。)に従事したことがある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。
3. 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことがある個人
4. 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した個人

【注意】

2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価(中間レビュー、終了時評価)への従事は上記制限の対象とはしません。
3. 利益相反の判断にあたっては、上記1. の業務従事の形式に加え、その内容(TOR から生じる評価業務との関係度合等)が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。
4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関(JICA、旧 OECF、旧 JBIC を含む)等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記1. に関わらず本件業務には参加できません。

³ 評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」(第2版)、日本評価学会「評価倫理ガイドライン」(2014年12月)を参照ください。

5. JV による応札で上記1. に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する場合は、JV 間の情報共有体制による利益相反の防止策を確認するとともに、評価担当案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。なお、契約の実施段階において、利益相反の防止策の実効性について確認を求めることがあります。

6. 応札法人の関連企業(子会社ないし関連会社)が上記1. に該当する場合、応札法人が直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

【利益相反の事前確認】

上記1. ①～④に該当すると考える方は、下記のフォーマットを参考に、関連番号、従事した業務の TOR・人月等、評価業務との関係、利益相反の防止策について(従事した業務内容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて)、7 月 17 日(金)12 時までに、評価部事業評価第一課宛(evte1@jica.go.jp)に情報を提出ください。プロポーザル提出期限前日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。

提出した利益相反の防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前に JICA への連絡を行っていない場合でも、JICA からプロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないし JICA ホームページ上に行います。

以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

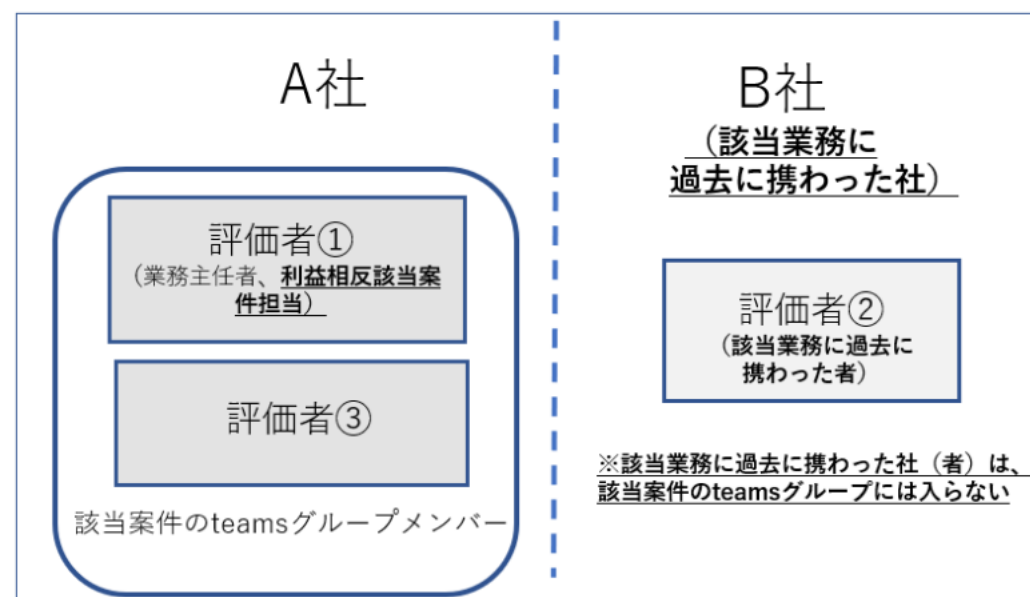
関連番号 (*1)	従事した業務の TOR・人月等	評価業務との関係(*2)	利益相反の防止策 (*3)
①	(例)準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1 人月	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係	本業務の業務主任者・該当案件の担当(評価者)は左記業務

		するが、評価の判断とは直接の関係が無い。	に携わった者と異なる要員を充て、両者の間で、情報共有を遮断する体制を確保する。
②、 ③、 ④	(例)案件の実施支援で、セミナー開催支援(ロジスティックサポート)を法人として受託した。0.5 人月	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、受託内容と評価判断(セミナーの成果)とは直接の関係が無い。	
①	(例)J/Vの一員(A社)がX事業で、案件準備の業務受託をした。5 人月	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	X事業の事後評価は業務主任者・担当者とともにJVを構成するB社が担う。その際、A社とB社で情報共有を遮断する体制を確保する。

(※1) 前頁記載1.にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

(※2)過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

(※3)利益相反の防止策は具体的に体制、情報の授受・遮断の方法等について計画し、JICAに提示願います。例えば、本件業務の実施に際しては、連絡を取り合う teams グループを作成し、対象の者(社)が入らないように、グループを設定する。



排除者条項にかかる申告書

1. 応札社名

調達件名	
応札社名 (共同企業体の場合は代表社名)	
責任者名 (役職) (所属先) (連絡先)	

2. 排除者条項に関する確認事項

【事後評価業務における排除者条項(2026 年度版)】を確認の上、いずれかの該当する回答欄に○をつけてください。

No	確認項目	回答
1	【事後評価業務における排除者条項(2026 年度版)】について、 1. ①～④に該当しません。	
2	【事後評価業務における排除者条項(2026 年度版)】について、 構成員が1. ①～④に該当していますが、本申告書の提出に先立ち、JICA へ利益相反の事前確認を行っており、利益相反に関する防止策を講じた上で参画可能との回答を受領しています。	

3. 申告内容に関する署名

上記のとおり、現時点において利益相反に該当する事実がないことを申告いたします。
虚偽の申告が判明した場合、JICA の規定に従って必要な対応が取られることに同意します。

署名欄

日付 〇年〇月〇日

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案の本文、および脚注に記述されている「特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザルもしくは技術提案書作成上の留意点

1. 記載上の留意点

- 競争参加者は、本特記仕様書(案)に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルもしくは技術提案書にて提案してください。
- 企画競争の場合、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。
- この他、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

2. 特に具体的な提案を求める内容

- プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
-----	----------	----------------

1	設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について	第3条(2)調査・分析の実施基準
2	現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等について	第3条(5)ローカルリソースの活用
3	衛星データを活用した分析方法	第4条(6)① カンボジア「トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業」「トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業(第二期)」
4	ウェルビーイングの視点を踏まえた詳細分析にかかる調査対象者の選定含む調査手法、及び、分析手法について	第4条(6)② カンボジア「トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業」「トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業(第二期)」
5	海外投融資事後評価の改善提言に向けた調査実施上の留意点や工夫について	第4条(17)海外投融資事後評価の改善に向けた提言

【2】 特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容および契約交渉を踏まえて、必要な修正等を実施した上で、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的と範囲

- 本業務は、2026年度外部事後評価として、DAC 評価 6 基準による評価を行うものである。
- 本業務対象国および対象案件は以下とおり。

No	国名	スキーム	案件名	指定言語 (※1)	定性/定量調査	IRR再計算	その他 (※2～8)
1	ベトナム	海外投融資	ニントゥアン省陸上風力発電事業	ベトナム語	—	—	—
2	パラオ	海外投融資	パラオ国際空港ター	—	—	—	—

	共和国		ミナル拡張・運営事業				
3	タイ	海外投融資	バンコク都電動バス導入事業	—	—	—	※8
4	カンボジア	円借款	トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業、トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業(第二期)	質問票のみ クメール語	定性調査	EIRR	※4 ※5
5	カンボジア	円借款	プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業		—	EIRR/ FIRR	—

(注)該当がない欄は、「—」としています。該当のある場合のみ記載しています。

※1 指定言語:日本語と英語以外で、現地説明資料・質問票・報告書(案)を作成する言語。なお、通常は、現地説明資料と質問票は英語のみの作成であるが、「2.パラオ国際空港ターミナル拡張・運営事業」は、質問票は日本語も作成する。

※2 ノンスコア(主体的振り返りの詳細分析)を含む案件

※3 「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」活用の案件

※4 衛星データ利用の案件

※5 ウェルビーイングにかかる調査を含む案件

※6 誰一人取り残さない(Leave No One Behind、以下「LNOB」とする。)にかかる詳細分析を含む案件

※7 簡易型評価

※8 海外投融資評価結果票利用対象案件

第2条 業務の背景・経緯

➤ 発注者は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。

(1)事業の成果を評価することにより、日本国民および対象国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。

(2)評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、対象国政府及び発注者による当該事業及び将来事業における改善を図ること。

➤ 技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了3年後、また、円借款事業については原則事業完成2年後までに、海外投融資については事業の特性に応じた時期に評価を実施している。また、客観性や透明性を確保するため10億円以上の事業または有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実施し

ている。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 情報の取り扱い

- 本業務により作成される評価報告書等は、発注者のウェブサイト上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、発注者の個人情報の保護に関する実施細則(平成 17 年細則(総)11 号)等に基づく取扱いとなる。
- 本業務での暫定的な評価を調査対象実施機関(以下、「実施機関」とする)に説明する際には、当該内容は確定前の情報であり、確定時にはそれと異なる結果となる可能性もあるため、情報の取扱いに留意する。
- 海外投融資の事後評価では、民間企業の財務情報など秘匿性の高い情報を取り扱うため、情報の管理には十分注意する。電子データにはパスワードを掛けて、管理する。調査対象機関から取得する個々の情報については、公開可否を確認する。

(2) 調査・分析の実施基準

- 事後評価に当たっては、発注者が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実施するため、別に指示がない限り、評価 6 基準(妥当性、整合性、有効性、インパクト、持続性、効率性)⁴及び(4)参考資料に準拠すること。本業務にて収集・同定されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行う。

(3) 発注者による様式等の提示

- 評価方針、事前事後比較表、評価報告書等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、(4)参考資料の「外部事後評価報告書・記載要領」に基づいた記述とすること。

(4) 参考資料

共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

➤ 公開資料

(ア)評価に関するガイドライン等

(<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html>)

ア) 外部事後評価レファレンス(2026年度版)

⁴ 提案を求める事項 1:評価 6 基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について、プロポーザルもしくは技術提案書で提案すること。

- イ) JICA 事業評価ガイドライン 第2版
- ウ) JICA 事業評価ハンドブック(Ver.3.1)

(イ)その他

☒ 環境社会配慮ガイドライン

(<https://www.jica.go.jp/about/policy/environment/guideline.html>)

☒ 事業評価における衛星・GIS データ活用にかかる資料

(<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/gis/index.html>)

☒ 事業事前評価表⁵(事業事前評価表が未公表の場合は、以下の報告書等をご参照ください。)

☒ 既存事業・調査の報告書等⁶

➤ 配布資料

(ア) 契約締結前に配付する資料

【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 2026

【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス(2018 年度改訂版)

【ひな型】評価報告書 資金協力(英) 2026

【ひな型】評価報告書 資金協力(和) 2026

【ひな型】評価方針 事前事後比較表 円借款 2026

【ひな型】評価方針 事前事後比較表 海外投融資 2026

【ひな型】評価結果票 海外投融資(和)

【ひな型】評価結果票 海外投融資(英)

【ひな型】対外公表用要旨 海外投融資(和英) 2026

(イ) 契約締結前に、誓約書取り交わしの上で、JICA評価部から提供する資料

以下の資料については、JICA評価部(jicaev@jica.go.jp)へ連絡し入手してください。受領に当たっては別途誓約書をご提出いただきます。

☒ 有償資金協力事業にかかる資料

- ベトナム「ニントゥアン省陸上風力発電事業」審査調書(抜粋版)
- パラオ共和国「パラオ国際空港ターミナル拡張・運営事業」審査調書(抜粋版)
- タイ「バンコク都電動バス導入事業」審査調書(抜粋版)
- カンボジア「トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業」「トンレサップ西部流域

⁵ 事業評価案件検索サイト(<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>)にて、案件名で検索して参照ください。

⁶ JICA 図書館(<https://libportal.jica.go.jp/library/public/index.html>)にて、案件名またはキーワードで検索して参照ください。ただし、報告書が公表されていない案件もあることに留意。

灌漑施設改修事業(第二期)PCR、審査調書

- カンボジア「プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業」PCR、審査調書

(ウ) 契約締結後に配付する資料

☒ 報告書等のひな型

☒ IRR再計算シート及び計算確認シート

(5) ローカルリソースの活用

- 業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員⁷を確保すること。
 - ① 実施機関(融資先・出資先)や JICA 民間連携事業部、JICA 事務所を含む関係者や面談対象者等との連絡・調整
 - ② 既存情報収集の支援
 - ③ サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
 - ④ 質問票の回収や面談後のフォローアップ

(6) 評価プロセスにおける発注者への確認

- 評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。なお、事前事後比較表については、発注者が開催する検討会において、発注者に説明し、承諾を得る。
- 各プロセスにおいては、発注者の複数関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となることに留意すること。
 - ① 評価方針(和文)の確定 (25～40 営業日)
 - ② 事前事後比較表(和文)の確定 (25～35 営業日)
 - ③ 評価報告書(和文)の最終確定 (30～50 営業日)
 - ④ 評価報告書(英文)の確定 (25～45 営業日)

(7) 発注者及び関係者との連絡・調整

- 発注者との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時に発注者から実施機関に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。それら

⁷ 提案を求める事項 2:本業務では、現地業務の効率的、合理的な実施のため、特殊備人費(一般業務費)での現地調査補助員の備上を想定している。現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等については、プロポーザルもしくは技術提案書で提案すること。可能であれば、現地事情に精通し、踏査対象サイトでの調査に支障をきたさず、かつ治安状況の把握も可能な人材を備上することが望ましい。

を元に、原則受注者が対象国の実施機関等の関係機関や発注者の在外事務所(支所を含む)に対する面談・会議の手配を行うこと。

(8) 現地調査対象範囲と安全配慮

- 原則として、全事業サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。なお、全事業サイトにおける業務従事者及び現地調査補助員の踏査サイトについては、(9)の個別案件の「(ア)ウ)現地渡航及び安全配慮」を参照すること。
- 業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できない場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調査補助員による踏査により実施する。案件ごとの具体的な対応は以下(9)のとおり。

(9) 各評価案件の評価実施方針・対象範囲

① ベトナム ニントゥアン省陸上風力発電事業

・本事業は、ベトナム南部ニントゥアン省において、風力発電所及び関連設備の建設・運営を通じ、同国の再エネ発電による電力供給量の増加を図り、もって持続的な経済成長と温室効果ガス排出削減に寄与するものであり、BIM Wind Power Joint Stock Company による風力発電事業に対するプロジェクトファイナンスである。

(ア)調査対象範囲・実施機関

ア)調査対象範囲:ニントゥアン省(現カインホア省)⁸

イ)実施機関(融資先):BIM Wind Power Joint Stock Company

ウ) 現地渡航⁹及び安全配慮

- ☒業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイトの現状を踏査して情報収集をする。実施機関(融資先)及び関係機関¹⁰については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。

(イ)評価 6 基準の評価に関する留意点

☒本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

⁸ 2025 年 7 月のベトナム地方行政区画再編によりニントゥアン省はカインホア省に統合された。

⁹ 現地渡航は強風シーズンである 11 月～3 月は避けること。また、9 月上旬の現地の祝日とその前後を考慮して計画すること。

¹⁰ 現地調査ではスポンサー企業である BIM Energy Holding Corporation や AC Energy、EVN 等の関係機関もヒアリング対象とする。

ア) 整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。¹¹

イ) 有効性・インパクト

事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標: ①最大出力(MW)、②送電端電力量(GWh/year)、③設備利用率(%）、④CO2 排出削減量(t/年)
- 事前評価表に記載された定性効果指標: 電源多様化、再生可能エネルギー分野等への民間投資促進

ウ) 持続性

☒ 整備した施設については、稼働状況や維持管理状況(誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等)を調査する。

- 対象施設は、本事業で整備した風力発電施設及び送変電等関連施設。

(ウ) 環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010 年 4 月版)」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ B に分類され、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されていた。さらに本事業は、スポンサー(BIM グループ)が保有する塩田内で実施するため用地取得及び住民移転は発生しない想定であった。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去の類似の再生可能エネルギーの案件の教訓では、電力系統設備の老朽化と急増する需要に対して増強が追いついていない状況であったことから、中央電力システムへ系統連結した後の既存設備の容量が不足し、一時的に送電量に影響を及ぼした。そのため、今後の事業においては事前に

¹¹ 詳細は 2026 年度外部事後評価レファレンス別添 2 を参照。

F/S 等で分析し、事業性の判断に織り込むことが有用であるとの教訓を得ている。本事業では、2030 年に同地域の系統に接続される発電所の容量と系統設備容量を、技術アドバイザーのレビューも含め精査し、本事業のみならず周辺の発電所の電力供給も含めて同系統が受容可能な点を確認した。

(オ)誰一人取り残さない(Leave No One Behind:LNOB)の視点について:

☒本事業の最終受益者として、広くニントゥアン省(現カインホア省)地域の住民が想定されるが、風力発電施設整備に用いられる資金供与という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ)定性調査／定量調査

☒本案件では、第 4 条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ)詳細分析

☒本案件では、第 4 条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

② パラオ共和国 パラオ国際空港ターミナル拡張・運営事業

・本事業は、パラオ共和国において、国際空港旅客ターミナルの拡張・改修及び運営を通じ、旅客取扱能力の向上と空港機能の強化を図り、もって当国の観光産業を中心とした経済発展に寄与するものであり、本事業を実施するためにパラオ政府及び日本企業が出資して設立した特別目的会社である Palau International Airport Corporation(PIAC)による空港ターミナル拡張・運営事業に対するプロジェクトファイナンスである。

(ア)調査対象範囲・実施機関

ア)調査対象範囲:コロール市、アイライ市

イ)実施機関(融資先):Palau International Airport Corporation(PIAC)

ウ) 現地渡航¹²及び安全配慮

☒業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイトの現状を踏査して情報収集をする。実施機関(融資先)及び関係機関¹³については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。

(イ)評価 6 基準の評価に関する留意点

☒本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

¹² 現地渡航は 2027 年 2 月から 3 月上旬を避けて計画すること。また、質問票回答作成時期についても 2 月を避けて計画すること。

¹³ Ministry of Public Infrastructure and Industries (MPII)、Ministry of Human Resource, Culture, Tourism and Development (MHRCTD)及び Palau Visitors Authority(PVA)を想定している。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア)整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。¹⁴

イ)有効性・インパクト

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

➤ 事前評価表に記載された運用効果指標:①定量的効果:年間の旅客ターミナル利用者数(人)、②定性的効果:空港利用者の満足度向上

ウ)持続性

☒ 整備した施設については、稼働状況や維持管理状況(誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等)を調査する。

➤ 対象施設は、本件で拡張・改修を行った、パラオ国際空港の旅客ターミナル施設。

(ウ)環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月版)」適用上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリ B に分類され、同ガイドラインに掲げる空港セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないとされていた。さらに本事業は、既存の空港用地内での事業の為、用地取得及び住民移転を伴わない想定であった。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続きに沿って実施されたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。

(エ)過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されて

¹⁴ 詳細は 2026 年度外部事後評価レファレンス別添 2 を参照。

いる。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

(1)類似案件の評価結果：キルギス・マナス空港近代化事業の事後評価等から、空港の事業主体が持続的・自立的に空港施設運用を行っていくためには組織運営面、人材・技術面、財務面を強化していくことが必要との提言が得られている。

(2)本事業への教訓：本事業では本邦スポンサーである双日・JATCO が人材を派遣し空港運営(人材育成を含む)を強化する。

(オ)誰一人取り残さない(Leave No One Behind:LNOB)の視点について：

☒ 本事業の最終受益者として、広くパラオ国民が想定されるが、空港整備に用いられる資金供与という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ)定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第4条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ)詳細分析

☒ 本案件では、第4条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

③ タイ バンコク電動バス導入事業

・本事業はタイ王国バンコク都において環境負荷の低い電動バスの製造から公共バス事業への導入及び運営を担う Energy Absolute Public Company Limited (EA)を支援することにより、大気汚染物質・CO₂ の排出抑制と都市部の公共交通システムの拡充を図り、もって都市環境の改善に寄与を目指す、事業型コーポレートファイナンスである。

(ア)調査対象範囲・実施機関

ア)調査対象範囲：バンコク都

イ)実施機関(融資先)：Energy Absolute Public Company Limited(EA)(バンコク都)

ウ)現地渡航¹⁵及び安全配慮

- 業務従事者は現地調査補助員とともに、バンコク都内に所在する、借入人のEAのほか、電動バスの製造を担う Absolute Assembly Company Limited(AAB)(チャチェンサオ)、公共バスの運営を担う Thai Smile Bus Company Limited(TSB)(バンコク都)などの事業関係者の関連施設を踏査して情報収集をする。
- 電動バスの利用者や周辺住民、合計20名程度にヒアリングを行う。

¹⁵ 現地渡航は、年末年始(12月中旬～1月上旬)やソンクラン(4月)等、現地の連休期間を避けて計画すること。

- 業務従事者による現地渡航は 1 回とする。¹⁶

(イ)評価 6 基準の評価に関する留意点

- ☒ 本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア)整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。¹⁷

イ) 有効性・インパクト

- ☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標:①電動バス導入数(台)、②CO2 排出削減量(t/年)
- 事前評価表に記載された定性的効果:バス利用の利便性と快適性、バス走行エリア周辺住民の快適性

ウ)持続性

- ☒ 整備した施設については、稼働状況や維持管理状況(誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等)を調査する。
- 電動バスの稼働状況や維持管理状況(誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する人員、予算や技術は十分であるか等)を調査する。

(ウ)環境社会配慮

- ☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2022 年 1 月版)」適用
- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

¹⁶ 実施機関へのフィードバック等、通常第二次現地調査で行う業務はオンラインでの実施とする。

¹⁷ 詳細は 2026 年度外部事後評価レファレンス別添 2 を参照。

(エ)過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- ラオス国向け無償資金協力「首都ビエンチャン市公共バス交通改善計画」の事後評価では、スムーズな運行や冷房完備の高品質サービスが利用促進に寄与する一方、定時運行、ルート拡充、情報提供の面で更なる改善の必要性が指摘された。本事業では、規制当局により運営事業者のサービスの質がモニタリング事項として定められていること、TSB グループの経営方針に良好な公共バスサービスの提供が掲げられていることを審査時に確認したが、実際のサービス状況を踏まえ、これらの確認が十分であったか検証を行う。

(オ)誰一人取り残さない(Leave No One Behind: LNOB)の視点について:

☒ 本事業の最終受益者として、広くバンコク都地域の住民が想定されるが、電動バス導入にかかる資金供与という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ)定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第4条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ)詳細分析

☒ 本案件では、第4条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

④ カンボジア トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業、トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業(第二期)(一体評価)

(ア)調査対象範囲・実施機関

ア)調査対象範囲:

バットバン州(リアム・コン地区、ポー水路地区)、プルサット州(ダムナック・アンピル地区、ワット・ロウン地区、ワット・チュレ地区)、コンポンチュナン州(ルム・ハック地区)

イ)実施機関:水資源気象省(Ministry of Water Resources and Meteorology: MOWRAM)

ウ) 現地渡航¹⁸及び安全配慮

☒ 業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイトの現状を踏査して情報収集をす

¹⁸ 案件の特性上、5月から10月の雨季の現地調査を推奨するが、同時にクメール正月(4月中旬)、プチュンバン(9月下旬~10月上旬)、水祭り(11月上旬)といった大型連休を避けて計画すること。また、コミュニケーション/サンカット評議会選挙(2027年6月実施予定)等、政府関係者とのスムーズな連携が困難になることが予想される時期にも配慮すること。

る。実施機関については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。

(イ)評価 6 基準の評価に関する留意点

- ☑本案件では複数案件を一体的に評価する。一体評価を行うにあたり、インプット—アウトプット—アウトカム の関係を図示化し、案件間の関係を可能な限り構造化する。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア)整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。¹⁹

イ)有効性・インパクト

- ☑事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。
 - 事前評価表に記載された運用効果指標：①灌漑面積(ha)、②米の作付面積(ha)、③農民水利グループ(FWUG)設立数、サブグループ(FWUSG)設立数²⁰、④灌漑サービス料の徴収率(%)²¹、⑤米の生産高(トン/年)、⑥米の単収(トン/ha)の変化

ウ)持続性

- ☑整備した施設については、稼働状況や維持管理状況(誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等)を調査する。
 - 対象施設は、灌漑施設の改修、新設、整備等。
 - ソフト・コンポーネント(農民水利組合及び農民水利グループの設立支援・組織強化、営農指導のための資材等、農地調査)

¹⁹ 詳細は 2026 年度外部事後評価レファレンス別添 2 を参照。

²⁰ FWUG の下に FWUSG が設立され、三次水路の維持管理を担うことから、FWUSG の設立数を指標に追加。

²¹ 灌漑サービス料の徴収率は、カンボジアにおける徴収率の平均(50%程度)を参考に、やや高い 60%で設定。

(ウ) 環境社会配慮

☒ 本事業は、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン(2002年4月版)」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリ B に分類され、大規模な農業セクターには該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続き及び住民移転計画に沿って実施されたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 既往の灌漑分野における類似事業の事後評価では、完成後の維持管理が事業効果発現を大きく左右することが認識され、運営管理システムの確立に留意しながら案件形成・実施管理を行う必要がある旨指摘されていた。本事業の実施にあたっては、実施中の技術協力「流域灌漑管理・開発能力向上プロジェクト」が対象地域の一部をモデル地区として農民水利組合の組織化と機能強化を支援することとなっており、技術協力との連携により本事業の効果発現を促進することを目指すとしていた。インド向け「インドラバチ上流灌漑事業」の事後評価結果(2003年度 実施)等では、灌漑事業では受益者の農民の積極的な参加が不可欠なため、幹線以外の水路にかかる運営・維持管理において、水供給に十分先立つ段階で、関係者の役割の明確化、水利組合の早期段階での関与、水利組合への体制強化、農民の参加促進のための継続支援が重要であるとの教訓が得られていた。本事業の実施にあたっては、終了済の技術協力「流域灌漑管理及び開発能力改善プロジェクト」により育成された MOWRAM 職員がその経験や成果を活かしつつ、本事業のソフト・コンポーネントを通じ、対象地区での水利組合の設立、強化を支援していた。水利組合活動への農民の早期からの積極的な参加を確保し、本事業の効果発現を促進するため、「流域水資源利用プロジェクト」や派遣中の灌漑アドバイザーの知見の活用を図るとしていた。

(オ)誰一人取り残さない(Leave No One Behind:LNOB)の視点について:

☒ 本事業の最終受益者として広くトンレサップ湖西部の 3 州 6 地域の農村部貧困地域の住民が想定されるが、その中でも特に女性については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、事後評価レファレンス(別添 7)「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および評価 6 基準で実施する定性的効果の調査(事業関係者や受益者へのインタビュー等)で確認できる範囲で検討すること。

(カ)定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第 4 条(5)に実施方法を示す定性調査を含める。

(キ)詳細分析

☒ 本案件では、第 4 条(6)に実施方法を示す詳細分析を含める。

⑤ カンボジア プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業

(ア)調査対象範囲・実施機関

ア)調査対象範囲:プノンペン首都圏

イ)実施機関:カンボジア電力公社 (Electricité du Cambodge: EDC)(プノンペン)

ウ) 現地渡航²²及び安全配慮

☒ 業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイトの現状を踏査して情報収集をする。実施機関については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。

(イ)評価 6 基準の評価に関する留意点

☒ 本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア)整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点

²² 現地渡航はクメール正月(4 月中旬)、プチュンバン(9 月下旬～10 月上旬)、水祭り(11 月上旬)といった大型連休を避けて計画すること。また、コミュン／サンカット評議会選挙(2027 年 6 月実施予定)等、政府関係者とのスムーズな連携が困難になることが予想される時期にも配慮すること。

までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。

イ)有効性・インパクト

- ☑事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。
 - 事前評価表に記載された運用効果指標:①変圧器設備稼働率(%)、②送電端電力量(MWh/年)、③変電所全停電回数(回/年)、④送電線設備稼働率(%)の変化
 - 事前評価表に記載された定性的効果指標:国内電力供給安定化、投資促進、産業活性化

ウ)持続性

- ☑整備した施設については、稼働状況や維持管理状況(誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等)を調査する。
 - 対象施設:送配電網(115kV 送電線、22kV 配電線、通信ケーブル)、変電所(新設、増設)

(ウ)環境社会配慮

- ☑本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月版)」適用
 - 上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリ B に分類され、影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断された。さらに本事業は、既設の EDC 電力施設内および政府所有地内で工事が行われるため、用地取得および住民移転は発生しない想定であった。事前評価表には、工事中は EDC の監理の下、コントラクターが大気、騒音、水質等について、供用後は EDC が廃棄物等についてのモニタリングを実施する予定とある。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。

(エ)過去の類似案件からの教訓

- ☑本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- タイ「地方配電網増強事業」の事後評価では、配電システム高度化に伴う職員の能力強化の必要性が指摘され、自動化を踏まえた人材育成によりインフラの有効活用を図ることが重要との教訓が得られている。本事業でも同様に新規設備の導入に伴い能力強化が求められるため、2013 年 1 月より技術協力を通じて、EDC の運用・維持管理能力の強化が進められている。これらの対応による効果を確認する。

(オ)誰一人取り残さない(Leave No One Behind:LNOB)の視点について:

- ☒ 本事業の最終受益者として、広くプノンペン首都圏地域の住民が想定されるが、電力の安定供給に資するインフラ整備という本案件の特性に鑑み、具体的に残り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ)定性調査／定量調査

- ☒ 本案件では、第 4 条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ)詳細分析

- ☒ 本案件では、第 4 条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

第4条 業務の内容

(1) 実施機関に対する現地説明用資料の作成

実施機関(融資先・出資先)向け資料として、対象案件ごとに事後評価調査の概要等を記載した現地説明用資料(英語、ベトナム語)を作成する。以下①～③に加え、発注者の事後評価制度の概要を含むものとする。

- ① 現地調査計画を含む全体スケジュール
- ② 調査団の構成
- ③ 案件概要

(2) 評価方針(案)の作成

- ① 対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、実績等を整理・分析する。詳細分析を行う案件については、指示する詳細分析手法を踏まえて情報収集・分析する。
- ② 外部事後評価レファレンスに基づき、対象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理する。
- ③ 評価方針(案)を作成し、発注者の承諾を得る²³。

²³ 評価部の確認に 15 営業日(通常 3 回往復のやり取り)、その後関係部署からのコメント取り付けに 10 営業日が必要です。

(3) 質問票の作成

- 評価方針に基づき、対象案件ごとに実施機関(融資先・出資先)及び関係者に対する質問票(英語、ベトナム語、クメール語²⁴)を作成する。²⁵
- 質問票については、発注者の現地事務所から対象国調査対象実施機関へ送付するため、受注者の現地調査開始 15 営業日前までに質問票案を提出する。
- 質問票は回答しやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するよう配慮する。

(4) 評価に必要な情報の収集・整理(第 1 次現地調査)

- ① 上記の現地調査説明資料および評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を実施機関(融資先・出資先)(必要に応じて対象国関係機関)および JICA 民間連携事業部・JICA 事務所に説明する。実施機関等への説明に際しては、発注者が提供する既存資料を用いて発注者の事後評価制度の概要を説明する。
- ② 評価方針に基づき、事後評価に必要となる文献・資料の収集、指標(代替指標含む)にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。
- ③ 発注者が事前に送付した質問票の回答を実施機関から入手し、必要に応じ追加のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。
- ④ 第 1 次現地調査の最後に発注者の JICA 事務所への報告を行う。

(5) 定性調査／定量調査

☒ 本案件では、以下の案件について定性調査を行う。

- ① カンボジア「トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業」「トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業(第二期)」
 - (ア) 目的:設定された指標の検証を行う。
 - (イ)対象範囲:コンポンチュナン州ボリボ川流域(ルム・ハック地区)周辺の住民、40 世帯にインタビュー調査を行う
 - (ウ) 調査項目:灌漑用水供給の安定化、農民の生計向上
 - (エ) 留意事項:本定性調査を行う際は、それぞれの調査項目、調査対象者、調査対象地等、その実施方針を方針案作成の段階で協議の上、発注者の承認を得る。調査対象の選定は、男女比、年齢層が分散するように考慮して行う。

(6) 詳細分析

²⁴ カンボジア「トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業、トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業(第二期)」については、質問票のみクメール語版を作成する。

²⁵ パラオ共和国「パラオ国際空港ターミナル拡張・運営事業」は、質問票を英語及び日本語で作成する。

☒本業務では、以下の事業について詳細分析を行う。

① カンボジア「トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業」「トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業(第二期)」

(ア) 目的:指標の判断を補完するために衛星データを利用した分析を行う。

(イ)対象範囲:事業サイト全域

(ウ) 調査項目:衛星データを用い、指標の判断に資するもの²⁶。本分析は、有効性・インパクトの評価に活用すると共に、報告書内にコラムとして纏める。

(エ) 調査、分析の流れ

- 衛星データを活用し、事業対象サイトの全地区(6 地区)における①灌漑面積、②米の作付け面積について、事業実施前(少なくとも完工前)から事後評価時点までの経年変化を確認し、本事業による灌漑農業の促進や灌漑施設の機能回復・強化が実現したかについて検証を行う。主要受益面積(運用効果指標の目標値)に加えて、副次的受益面積における本事業による裨益(灌漑面積、作付け面積等)も確認する。植生の把握には NDVI (Normalized Difference Vegetation Index)、灌漑水域には NDWI(Normalized Difference Vegetation Index)を用いることを想定する。これらに加えて、その他の指標を用いた分析提案も可とする。
- 天水農業から灌漑農業への移行、二期作や二毛作等の増減、雨期初期／雨期／乾期での栽培状況、米以外の栽培といった農業の活動変化や多様化を捉えるため、農民による農業生産活動(栽培スケジュールや栽培作物)の調査を行った上で、衛星データ分析による農業生産活動の変化について分析を行うこととする。また、生産高や米の単収の変化について、衛星データと現地調査を活用した検証が可能な場合、提案を行う。なお、分析にあたりグラントゥールスを行い、土地利用状況に関する分類の精度を高めること。
- これら分析に用いる衛星データとしては、光学衛星データ(Sentinel 2 等)を想定するが、合成開口レーダー等の異なるセンサとの複合利用も可とし、雲の影響を可能な限り減じた分析が望まれる。無償の衛星データの利用を想定する。

② カンボジア「トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業」「トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業(第二期)」

(ア)目的:「人々の幸福(Human Well-being)」(以下、ウェルビーイング)の視

²⁶ 提案を求める事項3:衛星データを活用した分析デザインについて、プロポーザルもしくは技術提案書にて提案を求める。

点を踏まえた詳細分析

- ウェルビーイングの分析は、計画時に設定した指標や目標値の達成度のみで事業を評価するのではなく、受益者の生活に与えた正負の影響を多面的に捉えることを目的とする。一般的に、ウェルビーイングは主観的な側面を含む社会・生活の様々な領域を包括的に捉える枠組みと考えられていることを踏まえ、発注者においては、各個別領域の充足度合いがウェルビーイングを規定し、それが主観的幸福度や生活満足度という形で表現されるという考え方を取ることにする。

(イ)対象範囲:コンポンチュナン州ボリボ川流域(ルム・ハック地区)

(ウ)調査項目:

個別領域としては、以下のような項目と質問が一般例として挙げられる。

- (A)所得・資産(世帯所得、保有資産、格差の有無)
- (B)住居(住宅の有無、部屋数、屋根の素材、状態)
- (C)健康(心の健康、体の健康)
- (D)教育(読み書き、基礎的計算能力、修業年数)
- (E)環境(自然環境からの悪影響、自然環境へのアクセス)
- (F)社会的つながり(地域、家族との繋がり、自由意思の尊重)
- (G)安全(犯罪、交通事故、災害、紛争・暴力)
- (H)ガバナンス(行政機関への信頼度、住民の意思決定参加、差別や排除)
- (I)雇用・仕事(就労の有無、社会貢献している誇り・自信、やりがい)
- (J)余暇(家族や友達と過ごす時間、休養が充分にとれているか)
- (K)文化(母語の習得、文化的行動規範の尊重)

(エ)調査の流れ:

・作業の流れ²⁷は以下の通り。

- (A)まず評価方針案作成時に本事業のコンテキストを踏まえ、特に関連性が強いと考えられる領域について考察し、ウェルビーイング調査の方向性を提案する。
- (B)次に上記「第4条 業務の内容(5)定性調査／定量調査」に記載の通り、第一次現地調査において、コンポンチュナン州ボリボ川流域(ルム・ハック地区)で約 40 世帯に対して定性調査を実施し、事業効果の達成状況や住民が置かれた状況について理解を深める。
- (C)その上でウェルビーイングを構成する一般的な領域のうち、本事業で特に注目すべき領域や項目を特定し、事前事後比較表にて詳細な提案を行

²⁷ 提案を求める事項4:作業の流れを踏まえ、重点的に確認した方が良いと考えられる質問項目と調査の方向について、現時点で参考資料から分かる範囲で評価者が提案するものとする。本詳細分析(ウェルビーイング)に要する業務量の目安として、現地調査補助員 8 人日分程度を想定する。

- う。上記のリストはあくまで一般例であり、実際には全てを網羅的に質問するのは時間的制約の観点から困難であるため、第一次現地調査である程度現状を把握したうえで、質問項目の焦点を狭めるだけでなく、対象住民やサイトについても定性調査より小規模な形で絞り込む(具体的には定性調査でインタビューを実施した約40世帯中、20人程度を想定)。
- (D) 事前事後評価表(案)の検討会において調査対象の選定方法や質問内容といった詳細を確定する²⁸。
- (E) 質問票の作成や現地の人々に伝わりやすい表現方法の調整等、事前の準備を行う。
- (F) 第二次現地調査期間中にウェルビーイング調査を実施する。
- (G) ウェルビーイング調査において、事業効果としては想定されていないものの結果として発現した副次的効果、または事業効果発現の結果として生まれた更に長期的なインパクトについて分析し、比較表を更新する。レーティング変更の可能性がある場合、または重要な提言・教訓が導出される可能性がある場合は、必要に応じて評価部と協議の機会を設けるものとする。
- (H) 最終的な考察結果について、報告書の「その他正負のインパクト」としてまとめ、有効性・インパクトのサブレーティングに加味する。また、有用な学びがあった場合には提言・教訓を導出するものとする。手順や考え方の詳細は、事後評価レファレンス別添を参照のこと。

(7)IRR 再計算²⁹

☒ 対象案件のうち、以下の案件に関する IRR の再計算(FIRR/EIRR)を行う。

	国名	案件名	FIRR/EIRR
1	カンボジア	トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業、トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業(第二期)	EIRR
2	カンボジア	プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業	EIRR/FIRR

- ① 事前事後を比較の上、差異の要因を分析し報告書に明記する。
- ② 別途提示する IRR 再計算シート及び計算確認シートについては、事前事後比較表の提出と同時に発注者に提示し、確認を得る。

²⁸ 第一次現地調査の結果によって、ウェルビーイング調査を行わない可能性もある。そのため本調査に係る費目は定額計上とする。詳細は「第3章 4. 見積書作成にかかる留意事項(4)定額計上について」を参照。

²⁹ 外部事後評価レファレンス 別添 5 を参照。

- ③ 算出根拠資料は収集資料の一部として提出する。

(8) 事前事後比較表(案)の作成及び暫定評価

- ① 収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定(事前)と事業実施後の現時点での実態(事後)を評価項目ごとに比較した事前事後比較表(案)(原則15ページ以内)を作成する。その際暫定的にレーティングを付与すると共に、提言・教訓の方向性を検討する。
- ② 事前事後比較表(案)について、(発注者が開催する検討会において)発注者に説明し、承諾を得る。
- ③ 上記②について、評価判断に関わる事項に関し、検討会後に確定した場合には、事前事後比較表(最終版)を、確定した時点で提出する。

(9) 暫定評価についての実施機関(融資先・出資先)への説明(第2次現地調査)³⁰

- ① (8)の暫定的な評価について、簡易型以外の案件については、調査対象実施機関へ説明を行う。現地渡航を1回とする案件は、第2次調査は実施しないため、当該説明は、必要に応じて遠隔にて実施する。
- ② 実現性の高い提言となることを目的として、実施機関(融資先・出資先)のみならず、提言内容の実施者として想定される対象国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき検討を行う。

(10) 提言・教訓の検討

- 収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

(11) 実施機関への評価結果概要のフィードバック

- 上記(9)及び(10)を踏まえた評価結果概要について、実施機関(融資先・出資先)を含めた対象国関係機関、JICA 民間連携事業部、発注者の現地事務所等へ報告し、コメントを聴取する。

(12) 追加情報の収集³¹

- 上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。なお、(11)及び(12)の業務については、対象国へ渡航して実施することを想定する。

³⁰ 簡易型評価の場合には、第2次現地調査は実施しないため、本項については、必要に応じて遠隔にて実施する。

³¹ タイ「バンコク都電動バス導入事業」は現地渡航を1回とするため、(11)の業務はオンライン、(12)の業務はオンラインもしくは現地調査補助員による実施を想定。

(13)評価報告書(案)の作成

- ① 上記(12)までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則 20 ページ以内の評価報告書(案)または原則 10 ページ以内の海投評価結果票(案)(日本語)を取りまとめ、発注者の承諾を得る³²。
- ② 日本語版の承諾後、評価報告書案または海投評価結果票案(英語、ベトナム語)を作成し、発注者の承諾を得る。
- ③ 海外投融資の事後評価報告書は要旨のみを公開するため、指定のフォーマットに基づき、発注者のホームページ上に公開する「要旨(和文・英文)」も作成し、発注者の承諾を得る。
- ④ その後、評価報告書案(英文)、海投評価結果票案(英文)、公開版要旨案(英文)について、発注者が各案件の実施機関(融資先・出資先)等からのコメント及び要旨公開に係る同意書を取り付ける。
- ⑤ ③で受けたコメントも踏まえ、評価報告書(案)または海投評価結果票(案)(日本語・英語)、公開版要旨(案)を最終化し³³、発注者の承諾を得る。

(14)教訓シートの作成

- 評価結果の確定内容を踏まえ、対象案件ごとに個別プロジェクト教訓シート(日本語・英語)を作成する。

(15)衛星データ活用分析ペーパーの作成

- 上記第4条(6)1)で実施した衛星データによる評価分析について、以下の点を含めた分析ペーパー(和文)を作成する。フォーマットは特に指定しないが、内容については発注者と協議した上で作成する。
- ① 活用した衛星データの種類、入手方法
 - ② 衛星データ活用による分析手順(現地調査や投入した作業量含む)、分析方法(コードがある場合はコード URL も記載。収集資料として提出する資料やデータを用いて分析の再現性を確認できるようにすること。)
 - ③ 分析結果(視覚的に分析内容が把握できるよう画像も含める)
 - ④ 分析する上での工夫、留意点、提案
 - ⑤ 衛星データ活用に向けた改善提案(本事業に対する衛星データ活用の代替提案や分析方法に関する提案)

³² 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ 15 営業日が必要です。なお、英語版以外の報告書は実施機関への参考資料の位置づけとなります。

³³ 評価報告書(案)の最終化は(日本語・英語)のみとする。

(16) ウェルビーイングの視点を反映した事後評価の改善に向けた提言

上記(6)②のカンボジア「トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業」「トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業(第二期)」に対する「人々の幸福(Human Well-being)」(以下、ウェルビーイング)の視点を踏まえた詳細分析の実施を踏まえ、同分析の改善に向けた提言を整理し、書面に取り纏める。特に、以下項目を含むものとする。

- ・ 今回の調査の内容、調査実施概要、分析結果(質問項目・内容、調査・分析にあたり想定した仮説や評価デザイン、調査実施体制や投入したリソース)
- ・ 評価実施における課題と改善案(調査規模、調査方法、分析方法など、外部事後評価レファレンス内容への提案)
- ・ 今後のウェルビーイング詳細分析対象案件の選定にあたっての提言
- ・ その他 実施の際に直面した課題と改善案

(17) 海外投融資事後評価の改善に向けた提言³⁴

海投事後評価の実施方法や体制等の改善に向け、以下の点を含めた提言(和文)を整理し、書面に取り纏める。本文 2～4 ページ程度でフォーマットは特に指定しない。

- ①タイ「バンコク都電動バス導入事業」の現地調査を1回としたことで情報収集や評価判断が難しいと思われた箇所
- ②「評価結果票_海外投融資」の様式に関する提案
- ③海外投融資(特にコーポレートファイナンス)の特性による DAC6 項目の確認が難しいと思われた箇所

第5条 成果品及び提出物

業務各段階において作成・提出する報告書等は本項(1)以下に示す。

作成・提出にあたる留意点は次のとおり。

- 提出は、発注者指定の形式にて提出する。
- 提出時期は、発注者の承諾を得られた版の提出を示している。承諾までに必要な所要期間を踏まえた案の提示を行う。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 提出物のうち、写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用する。写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照する。当該案件を年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼する

³⁴ 提案を求める事項5:本提言に向けた調査実施上の留意点や工夫について、プロポーザルまたは技術提案書にて提案を求める。

(発注者の原稿謝金基準に従う謝礼支払)。

(1) 最終成果品

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ(CD-R 3部)にて提出する。

成果品名	言語	形式	補足説明
評価報告書／ 海投評価結果 票※簡易型の 場合は評価結 果票	日 本 語 ／英語	電子データ PDF 版 ・ Word 版: CD-R 3 部	・発注者指定の指定様式に従った内容 ・詳細分析を実施した案件は同分析に基づ くコラムを含む。 ・原則として、各案件 20 頁以内(海投評価 結果票は 10 頁以内)・要旨(要約版を作 成する場合は当該資料)を含む。

(2) 中間成果品

以下を、指定の時期に、電子データ(電子メールでの送付可能)にて提出する。

報告書名	提出時期	言語	形式	補足説明
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子デー タ	
現地説明資料	現地調査の 約 2 か月前	英語／ ベトナム語	電子デー タ	
評価方針(案)	現地調査の 約 2 か月前	日本語	電子デー タ	・発注者指定の様式 に従った内容 ・最終化までに、複数 回の評価部とのやり 取りと、発注者の関 係部のコメントへの 対応あり
質問票	現地調査 15 営業 日前	英語／ ベトナム語 ／クメール 語 ³⁵	電子デー タ	
事前事後比較表 (案)	第一次現地調査 後	日本語	電子デー タ	・(案)の提出後、最終 化までに、複数回の

³⁵ パラオ共和国「パラオ国際空港ターミナル拡張・運営事業」については、質問票のみ英語に加え、日本語版も作成する。また、カンボジア「トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業、トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業(第二期)」については、質問票のみクメール語版を作成する。

				評価部とのやり取りあり
IRR 再計算シート 及び計算確認シート	第一次現地調査後	日本語	電子データ	
評価報告書(案) ／海投評価結果票(案)	第二次現地調査後 (成果品提出の 2.5～3 か月前) ※簡易型は検討会後	日本語／英語	電子データ	要旨(要約版を作成する場合は当該資料)を含む
教訓シート(案)	評価報告書提出の1カ月前	日本語	電子データ	
詳細分析ペーパー(案)	評価報告書(案)と同時期	日本語	電子データ	

(3)提出物

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ(CD-R 1部)にて提出する。

資料名		概要
収集資料	一次データ	➤ 定量調査で用いたデータ収集用の質問票・分析に用いたデータセット ➤ 定性調査で用いたインタビューの記録資料(LNOB/ウェルビーイング/ノンスコア項目に係る詳細分析のインタビュー議事録(第4条(6)1)を参照)、) ➤ 一次データの処理・分析用ファイル(STATA や R などのスクリプトファイル)他
	IRR 再計算の根拠資料	(該当案件のみ) 発注者指定の様式に従った内容
	写真	現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真 5枚/案件程度(解析度 300～350dpi)

分析ペーパー	衛星データ活用分析ペーパー ウェルビーイングの視点を反映した事後評価の改善に向けた提言	カンボジア「トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業」、「トンレサップ西部流域灌漑施設改修事業(第二期)」
教訓シート		第5条(13)参照
海外投融資事後評価の改善に向けた提言ペーパー		第4条(17)参照
特殊言語版の報告書(案)		ベトナム「ニントゥアン省陸上風力発電事業」
収集データ・レーティング等のデータセット		エクセルファイルのフォームは契約後に提供

第6条 現地再委託

- 本業務では、現地再委託を想定していない³⁶。

第7条 「相談窓口」の設置

- 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

³⁶ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要理由を詳述し、協議する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務: 事業評価にかかる業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、14 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式 4-3 の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式 4-4)

本公示では要員計画の評価を行います。様式 4-3 の「要員計画」は不要ですが、様式 4-4 の「業務内容」の欄を「業務内容／業務従事経験」として、従事予定者全員の① 名前、② 担当分野(従来と同様)③ 評価業務経験を記載ください。

要員計画を評価するにあたり、様式 4-5 (その 1～その 3) の提出は求めません。

業務従事者が未定の場合には、想定する経験や能力要件などを記載してください。

原則、履行期間中に要員を交代することは想定しておりません。

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙 1 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務

経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者／〇〇)格付の目安(3号)】

- ① 対象国及び類似地域：ベトナム、パラオ、タイ、カンボジア国及びその他途上国地域
- ② 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1)業務工程

2026年9月～2028年1月

(2)業務量目途

1)業務量の目途

約11.76人月

2)渡航回数の目途 延べ9回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。



(3)対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具(机・椅子・棚等)	無
5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

(4)安全管理

- 1)現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保の

ための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2)各国における安全管理情報

【ベトナム】

1)行動規制(業務渡航・一般渡航共通)

「ベトナム国安全対策マニュアル」記載される内容を順守しつつ、特に以下2)～6)について留意する。

2)連絡体制

- ・携帯電話を常に通話可能な状態とする。
- ・当事務所の連絡先をご自身の携帯電話に登録またはメモ携帯する。
- ・当地で緊急事態、大規模災害、テロ等が起こった場合には、当事務所からの連絡を待たず当事務所の緊急連絡先まで安否と所在について自主的に報告する。

3)移動

- ・地方・都市間移動の際には、夜行バスを利用しない。
- ・市内の移動はできる限り、「ベトナム国安全対策マニュアル」で推奨されるタクシー会社(MAILINH、TAXI GROUP、VINASUN、G7 Taxi、TAXI XANH SM)等による移動を基本とする。公共交通機関を利用する場合は、スリやひったくりに十分留意する。
- ・車両乗車中は、後部座席であっても、シートベルトを必ず着用する。また、地方での車両移動の際には、スピードを抑えるようドライバーと交渉する。
- ・バイク／電動バイク／電気自転車のご自身による運転、二人乗り(当地で“セオム”と呼ばれるバイクタクシーの利用、三人以上による乗車含む)も禁止のため留意する。
- ・船、フェリーの利用の際には、救命胴衣が装備されたものを選定する。

4)盗難、スリ、ひったくり対策

- ・混雑する空港、駅、ナイトマーケット、バス停・バス車中、イベント会場、外国人が多い通り等でのスリ、ひったくりに十分注意する。
- ・貴重品・多額の現金は持ち歩かない。貴重品を持ち歩く必要がある場合、貴重品を人目に晒さない(胸ポケットやズボンの後ろポケット等に入れることなくストラップ等を付けて肌身離さず身に着ける、バッグ等に収納する場合は取り出しにくいバッグの奥の方に収納する)。

- ・歩道を歩く際には、かばん等を車道側に向けない。
- ・歩行時には歩きスマホはせず、周囲の状況に気を配り、歩行中に後方から近づいてくる様な不審なバイク等には注意する。

5)交通事故対策

- ・当地の交通ルールの遵守状況は日本と大きく異なるため、特に空が暗くなる夕方以降の外出には、無灯火の車両を含めて注意する。
- ・路上を歩行する際、道路を横断する際は、現地の慣習として車及びバイク優先であることを念頭に入れて行動する。
- ・混雑時にはバイクが歩道を通行することがあるため、歩道を歩行中でも十分に注意する。
- ・目立つ色の服を着用する。

6)その他

- ・当地では野良犬、放し飼いの犬が多く見られ、狂犬病ウイルスに感染した犬(や猫など)に噛まれた場合、命にかかわる事態となるため、飼い犬も含めて自分から近寄るようなことはせず、可能な限り接触を回避できるように通行経路を変更する。
- ・レジャー・スポーツ等のうち、危険度が高いと考えられる活動については、当該活動を提供する業者の信頼性や実績及び装備や器具の管理状態、実施時の天候等を踏まえ、実施の是非の判断、実施時の安全管理を自己責任の下で行う。
- ・当地では外国人は旅券等の身分証明書の携行が義務付けられており、確認を求められた際に所持していない場合、警告または罰金処分となる。各自、旅券の適切な管理について徹底の上対応する。(特に公用旅券所持者については、旅券の紛失や盗難等の事故を起こさぬよう十分に留意する)。
- ・ベトナム国内での電子たばこ及び加熱式のたばこを使用及び海外からの持ち込みは罰金の対象となる可能性があるため注意する。

【パラオ】

- 1) 滞在先は、必ず固定電話等の通信手段があるところに限定し、不測の事態に対応できるようにする。
- 2) 夜間の移動は極力避ける。やむを得ず移動する際は、徒歩で移動せず必ずタクシー等を利用すること(特にコロール中心部大通り以外の移動)。また、深夜の外出は控える。
- 3) 船、ボートによる移動の場合、旅客定員が守られているか、救命具が備えられているかを確認する。
- 4) 海上活動(ダイビング、シュノーケリング、サップ、船釣り等)を行う場合は、パラオ国外から渡航する者については、トコカンシステムの渡航者情報「備考欄」に、日程、実施場所、利用業者(電話番号含む)を記載する。現地長期滞在者については、国内移動届な

いし海上活動届の拠点への提出をもって、これに代える。なお、夜間の海上活動は危険を伴うため、パラオ事務所が認める活動に限り、実施/参加を可能とする。

5) 女性の服装はできるだけ肌の露出を避け、目立たない服装とする。

6) 屋外での飲酒は一部の場所を除いて禁じられているため、控える。

【タイ】

1) 外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所への訪問を最小限とする。日頃から行動パターン(通勤時間、使用する道路や施設)を固定しない。「テロ対策マニュアル」の遵守。

2) 携帯電話を常に通話可能状態とすること(事案発生時には JICA タイ事務所から安否確認を実施するため)。

3) 車両(タクシー利用)あるいは鉄道(ARL、BTS、MRT、国鉄等)による移動を基本とする。やむを得ず上記以外の公共交通機関を利用する場合は、スリやひったくりに十分留意する。なお、早朝及び日没後の女性一人でのタクシー利用は推奨しない。利用する場合は携帯電話で知人に連絡をするふりをするなど、外部と連絡の取れる状況であることを運転手に知らしめるなどの対応をする。

4) 交通事故リスクの高い夜行バスや、夜間のミニバンの利用は避ける。

5) 空港利用時は出発／到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、滞在時間を最短とする。

6) 肌の露出の多い服装を控え目立たないようにする。

7) 市場、商業施設など人ごみでのスリ、ひったくりに十分注意する。多額の現金を容易に見せないよう小銭を入れた財布を別に持つなどの工夫をする。財布の出し入れは最小限にする。

8) 乗車時に必ずシートベルトを装着する(2017年3月に道路交通法が改正され車の全搭乗者にシートベルト装着が義務づけられた。)

9) タイ国民の国王及び王室への尊敬の念の深さと不敬罪が設けられていることを認識し不用意な行動や発言は控える。

【カンボジア】

1) 行動規制

- ・外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所への訪問を最小限とする。

- ・日頃から行動パターン(通勤時間、使用する道路や施設)を固定しない。

- ・「テロ対策マニュアル」の遵守。

- ・首都プノンペンでは特にひったくりが頻発しているため、徒歩移動をなるべく避け、カバンや携帯電話等の所持の仕方に注意する。

- ・トゥクトゥク又は徒歩で移動する場合、原則として貴重品はポケットに入れる等肌身離さず携行し、バック等は携行しない。やむを得ずバッグ等を携行する場合でも貴重品はバッグ等には入れない。
- ・午後 11 時から翌日、日の出前の早朝の間、不要・不急の徒歩移動を避ける。やむを得ず徒歩移動する場合は、バッグ等を携行しない。

2)通信手段

現地で使用可能な連絡先を現地事務所に伝達。現地で、携帯電話を常に通話可能状態とする。

※事案発生時には現地事務所から安全確認を行うので、安全確認の連絡に備えて、現地事務所の連絡先を渡航前に確認する。

3)移動手段

車両(レンタカー等借上げ車両やタクシー等)による移動を基本とする。やむを得ず長距離バスやトゥクトゥク等を利用する場合は交通マナーの悪さ、交通事故の多発を念頭に置いた行動をとること。乗合タクシー、ピックアップトラック、バイクタクシーは利用不可。

- ・夜間の陸路による長距離移動は禁止。特に地方道路では暗くなると重大事故の危険が増大し、且つ緊急時に迅速な対応ができない可能性があるため、移動可能な時間帯は原則として 5 時 30 分～19 時の間に限る。ただしプノンペンが目的地の場合のみ 20 時到着予定まで認める。

- ・鉄道や船舶を利用しての移動に関しても、移動可能な時間帯は上記同様とする。

- ・空路移動の場合は上記時間帯に限らないが、

✓プノンペン市内～空港間移動時のトゥクトゥクの利用は禁止とし、借上げ車両やタクシー等、安全な移動手段を利用する。

✓他地域における市内～空港間移動時、極力トゥクトゥクの利用は禁止とし、借上げ車両やタクシー等、安全な移動手段を利用する。夜間・早朝移動に関しては借上げ車両やタクシー等、安全な移動手段を確保する。

4)宿泊先

- ・カジノ併設ホテルへの宿泊は禁止。国境の街(ポイペト、バベット等)や、シアヌークビルには多数のカジノ併設ホテルがあるため、宿泊先を選定する際は注意する。

※カジノ併設ホテル以外でも、立地状況や届出時の治安状況によって宿泊先の変更を依頼することがあります。心配な場合は、予約前に現地事務所へ確認してください。

- ・従業員による客室内での窃盗被害も発生するため、部屋を空ける際には貴重品の施錠管理等に十分留意する。

5)空港利用

出発／到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、滞在時間を最短とする。

6)その他

- ・主に北西部のタイ国境周辺を中心に地雷が多く残る地域が存在するため、地雷マークがある場所はもちろん、その他の場所でも森林や耕作地、日常的に人の立ち入りが無い荒地等には不用意に足を踏み入れない。
※訪問場所や実施する活動内容によって、追加書類の提出や旅程の変更、渡航の取りやめ等を依頼する場合あり。
- ・肌の露出の多い服装を控え目立たないようにする。

3. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

報酬単価(上限額)については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の別添資料2「報酬単価表」の1. の「(2)国内業務／国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算ください。見積書の様式は以下の URL に掲載しています。

https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/consulting/index_since_201404.html

(2) 契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合(又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(3) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

59,211,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(4)別見積としている項目、及び(5)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(4)別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1)直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2)上限額を超える別提案に関する経費
- 3)定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(5)定額計上について

本案件は定額計上があります(1,028,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とす	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範	費用項目
--	------	------	---------	----------	------

	る経費			囲	
1	ウェルビーイングにかかる現地調査費用	第2章特記仕様書案第4条調査の内容(6)詳細分析	582,000円	現地調査のうち、ウェルビーイングにかかる現地調査費用すべて(報酬0.2人月分も含む)	報酬、直接経費(旅費その他)、一般業務費(特殊備人費、車両関係費、旅費・交通費)
2	衛星データ利用分析にかかる現地調査費用	第2章特記仕様書案第4条調査の内容(6)詳細分析	446,000円	現地調査のうち、衛星データ利用分析にかかる現地調査費用すべて(報酬0.16人月分も含む)	報酬、直接経費(旅費その他)、一般業務費(特殊備人費、車両関係費、旅費・交通費)

(6)見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(7)旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(8)機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(9)外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(10)ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム(一括確定額請負)型の対象業務とします。

別紙:プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1)類似業務の経験	6	
(2)業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア)各種支援体制(本邦／現地)	3	
イ)ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法	45	
(2)作業計画等	(25)	
ア)要員計画	20	
イ)作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1)業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1)業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア)類似業務等の経験	10	4
イ)業務主任者等としての経験	4	2
ウ)語学力	4	1
エ)その他学位、資格等	2	1
2)副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者／〇〇</u>	(－)	(8)
ア)類似業務の経験	－	4
イ)業務主任者等としての経験	－	2
ウ)語学力	－	1
エ)その他学位、資格等	－	1
3)業務管理体制	(－)	(4)